

Tax news letter

2013年（平成25年）度税制改正大綱の主な改正点

平成25年1月29日に平成25年度税制改正大綱が閣議決定されました。本ニュースレターでは特に個人富裕層、中小企業オーナー並びに中小企業に関する主な改正点についてご紹介いたします。なお、税制改正の詳細は改正法案等の公表を待たなければならず、今後の国会審議等により内容に変更が生じる可能性があります。また、本文右側に記載するコメントは現時点で公表されている資料に基づき筆者が作成したものであり、今後提出される法案等の内容により異なる取り扱いになる可能性があります。

<目次>

1. 相続税・贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - (1) 相続税基礎控除の引下げ
 - (2) 相続税の税率見直し
 - (3) 贈与税の税率見直し
 - (4) 相続時精算課税制度の対象者の見直し
 - (5) 未成年者控除・障害者控除の見直し
 - (6) 死亡保険金の非課税額
 - (7) 小規模宅地等特例の拡充
 - (8) 自社株の納税猶予制度の要件緩和等
 - (9) 教育資金の贈与税非課税措置 [新設]
 - (10) 外国籍を利用した租税回避の防止策
2. 所得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - (1) 最高税率の引き上げ
 - (2) 住宅ローン控除の延長・拡充
 - (3) 金融所得課税の一体化
 - (4) 上場株式等の配当及び譲渡所得等の軽減税率
 - (5) 少額投資非課税制度（日本版ISA）の拡充
 - (6) 社会保険診療報酬の所得計算特例の見直し
3. 法人税・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
 - (1) 所得拡大促進税制 [新設]
 - (2) 雇用促進税制の拡充
 - (3) 中小法人の交際費課税の緩和
 - (4) 研究開発税制の拡充
 - (5) 生産設備投資促進税制 [新設]
 - (6) 環境関連投資促進税制の延長
 - (7) 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等支援税制 [新設]
 - (8) 特定資産譲渡等損失の損金不算入制度等の見直し
4. その他の税目・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - (1) 延滞税等の税率引き下げ
 - (2) 土地売買に係る登録免許税の軽減税率

1. 相続税・贈与税

(1) 相続税基礎控除の引下げ

相続税の基礎控除が以下のように引き下げられる。

現行	改正案
5,000万円＋ 1,000万円×法定相続人数	3,000万円＋ 600万円×法定相続人数

平成27年1月1日以後の相続・遺贈から適用。

(2) 相続税の税率見直し

相続税の最高税率の引き上げと税率構造の見直しを行う。

法定相続分取得額	現行	改正案
1,000万円以下	10%	10%
3,000万円以下	15%	15%
5,000万円以下	20%	20%
1億円以下	30%	30%
2億円以下	40%	40%
3億円以下		45%
6億円以下	50%	50%
6億円超		55%

平成27年1月1日以後の相続・遺贈から適用。

(3) 贈与税の税率見直し

暦年贈与に係る贈与税率の構造を緩和する。また、相続税の最高税率引き上げにあわせて贈与税の最高税率も引き上げる。贈与の区分を20歳以上の者が直系尊属から受ける贈与（特定贈与）とそれ以外（一般贈与）に区分し、異なる税率を適用する。

基礎控除後の課税価格	現行	改正案（特定）	改正案（一般）
200万円以下	10%	10%	10%
300万円以下	15%	15%	15%
400万円以下	20%	15%	20%
600万円以下	30%	20%	30%
1,000万円以下	40%	30%	40%
1,500万円以下	50%	40%	45%
3,000万円以下		45%	50%
4,500万円以下		50%	55%
5,000万円超		55%	

※太線の枠内…税率引き下げ部分、斜体字…税率引き上げ部分

平成27年1月1日以後の贈与から適用。

コメント／重要度（3段階）

【増税】★★★

平成23年度税制改正で予定されていた項目ですが、先送りとなっていました（(2)から(6)の項目も同じ）。基礎控除の引下げにより現行4%程度の課税割合が6%台程度に増加すると見込まれています（財務省資料より）。

【増税】★★★

法定相続人が2人のケースであれば12億円（基礎控除後）を超える課税遺産額で初めて55%の最高税率が適用されますので、対象者はそれほど多くないでしょう。

しかし、2億円超、3億円以下の区分の税率アップ（40%⇒45%）の影響を受ける人は少なくないと考えられますので、改正後の税率等でも相続税の試算をしておくべきです。

【主に減税（増税）】★★★

相続税が課税強化される一方、一定の贈与については贈与税率を緩和し、生前に若い世代への財産移転を後押しする改正を行います。

今後の相続税対策では、生前贈与の計画的な実施がより効果的となります。

また、平成27年以後の相続・贈与から最高55%の税率が適用されますので、相続税の最高税率引き上げの影響を大きく受ける超資産家の方は今年、来年と50%の税率のうちまとまった金額の贈与を検討しても良いでしょう。

(4) 相続時精算課税制度の対象者の見直し

贈与者の年齢要件の引き下げと受贈者の範囲に孫を追加する。

	現行	改正案
贈与者要件	65歳以上	60歳以上
受贈者要件	20歳以上の推定相続人	20歳以上の推定相続人及び孫

平成27年1月1日以後の贈与について適用。

(5) 未成年者控除・障害者控除の見直し

相続税の計算における未成年者控除、障害者控除の金額を引き上げる。

	現行	改正案
未成年者控除	20歳に達するまでの年数×6万円	×10万円
障害者控除	85歳に達するまでの年数×6万円 (特別障害者12万円)	×10万円(特別障害者20万円)

平成27年1月1日以後の相続・遺贈から適用。

(6) 死亡保険金の非課税額

改正なし

(現行) 500万円 × 法定相続人数

(7) 小規模宅地等特例の拡充

① 居住用宅地の適用対象面積の拡大

現行	改正案
上限 240㎡ (約 72坪)	上限 330㎡ (約 100坪)

平成27年1月1日以後の相続・遺贈から適用。

② 居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大

特例の対象として選択する宅地等すべてが居住用宅地及び事業用宅地の場合には、居住用宅地と事業用宅地について完全併用できるようにする。

現行	改正案
事業用換算(居住用の場合は×5÷3)で合計400㎡が限度	居住用330㎡と事業用400㎡の合計730㎡を限度

平成27年1月1日以後の相続・遺贈から適用。

<計算例>

居住用宅地350㎡、事業用宅地450㎡で居住用宅地の単価が高いため、居住用宅地から小規模宅地特例を適用すべき場合

(現行) 居住用240㎡+事業用0=240㎡(限度面積)
240㎡×5/3=400㎡≥400㎡ ∴事業用0

(改正案) 居住用330㎡+事業用400㎡=730㎡(限度面積)
350㎡≥330㎡ ∴330㎡、450㎡≥400㎡ ∴400㎡

【利用範囲の拡大】★★

贈与者の年齢要件が60歳以上に引き下げられることで制度の使い勝手がより良くなります。特に企業オーナーの自社株の早期移転に活用できます。ただし、孫への贈与は相続時に相続税が2割加算となりますので留意が必要です。

【減税】★

現行の控除額は昭和63年に改正されたもので、物価の動向と相続税全体の見直しとのバランスを踏まえて減税措置となりました。

【一】★

平成23年度税制改正案では生計一の法定相続人等に限定する予定でした。

【減税】★★★

地価が特に高い東京都などで相続税の納税者が急激に増加することへの配慮として小規模宅地等特例が拡充されます。

②居住用宅地と完全併用できる事業用宅地には同族会社に賃貸している宅地(特定同族会社事業用宅地等)も含まれますが、貸付事業用宅地等は完全併用の対象外です。

同族会社が事業で利用している土地を企業オーナーが会社から買い取り、居住用と事業用のダブル適用による評価引下げ対策を行うことも考えられます。

なお、居住用宅地、事業用宅地ともに80%の減額割合に変更はありません。

③ 二世帯住宅の敷地の要件緩和

居住用宅地の特例適用にあたり、二世帯住宅建物の構造要件を撤廃。

現行	改正案
内部で二世帯住宅を行き来できる場合のみ敷地すべてが居住用特例の対象。行き来不可の場合は敷地の一部のみ居住用特例の対象。	内部で二世帯住宅を行き来できない場合でも敷地すべてが居住用特例の対象となる。

③二世帯住宅と老人ホームの改正は他の相続税関係の改正時期と異なり平成26年1月1日以後の相続等から変更となります。

④ 老人ホームに入所した場合の適用要件緩和

被相続人が老人ホームに入所していた場合、老人ホームの終身利用権を取得しても空き家となっていた自宅の敷地について、以下の要件を満たす場合に限り居住用宅地の特例の適用を認める。

- ・被相続人の介護のための老人ホームへの入所であること
 - ・自宅が貸付等の用途に供されていないこと
- (現行)

老人ホームの終身利用権を取得した場合は、空き家となった自宅敷地は、居住用宅地の特例が適用できない。

上記③と④の改正は平成26年1月1日以後の相続・遺贈から適用。

(8) 自社株の納税猶予制度の要件緩和等

① 雇用維持要件の緩和

現行は、納税猶予制度の適用から5年間は雇用の8割以上を確保することが条件となっており、確保できない場合は納税猶予が取消しとなり猶予されていた税金を一括で納税しなければならない。制度適用のネックとなっていた雇用維持要件を緩和する。

現行	改正案
制度適用から5年間、毎年雇用の8割以上を確保	制度適用から5年間平均で8割以上を確保

【利用の拡大】★★★

制度創設から4年間で相続税390件、贈与税176件と利用が進んでいません。「使えない制度」という意見も多いことから大幅な要件の緩和を行います。

①雇用維持要件は毎年の景気変動に配慮して緩和されるものです。制度適用から2・3年は心配ないという会社は5年平均での判定ですので、8割以上確保している時期の貯金で乗り切ることができます。また、仮に急な業績変動により早い段階で8割の雇用を下回ったとしても、その後リカバリーできる余地もあります。

② 後継者の親族要件の廃止

後継者が先代経営者の親族に限られている現行の親族要件を廃止し、親族以外の後継者も制度適用の対象とする。

②後継者の親族要件の廃止は「番頭さん」も後継者に含めるという改正ですが、番頭さんへの自社株の移転は贈与ではなく売買とするケースも多いでしょう。

③ 贈与時点の役員退任要件等 [贈与税の納税猶予]

現行	改正案
先代経営者は贈与時に役員を退任していなければならない	代表者を退任すれば、代表権のない役員への就任は可能
贈与後に先代経営者が給与の支給を受ける役員になった場合、納税猶予が取消しとなる	役員である先代経営者が贈与後に会社から給与の支給を受けても納税猶予取消にならない

③贈与税の納税猶予のネックの一つであった役員退任要件が緩和され先代経営者は代表権を譲ればOKとなります。給与をもらって役員として経営に参画しつづけることもOKです。

④ 猶予税額の再計算特例の創設

民事再生計画等に基づき事業を再出発するときに、猶予税額を再計算し、その一部を免除する。

⑤ 納税猶予税額の計算方法の見直し

納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を非上場株式等以外の財産の価額から控除する。

⑥ 株券不発行会社への適用拡大

株券不発行会社について、一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくても担保提供を可能とし、納税猶予制度の適用を認める。

⑦ 猶予税額に対する延納・物納の適用

雇用維持要件が充足できずに納税猶予が取消しとなり、猶予税額を納付しなければならないときに延納又は物納の適用を可能とする。

⑧ 利子税の負担軽減

納税猶予が取消された場合に本税とあわせて支払う利子税の負担を軽減する。また、適用から5年経過後に納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、当該5年間の利子税を免除する。

	現行	改正案
利子税率	2.1%	0.9%※

※特例基準割合が2%の場合

⑨ 事前確認制度の廃止

現行では相続又は贈与前に経済産業大臣への事前確認が必要であるが、突然経営者が亡くなった場合にも制度活用を可能とするために事前確認制度を廃止する。

⑩ 資産保有型会社・運用型会社の要件見直し

資産保有型会社等から除外される要件のうち、以下の要件を見直す。
・常時使用従業員5人以上の要件について、後継者と生計一親族以外の従業員数で判定する。
・会社が商品販売・貸付等を行っていることとする要件について、後継者の同族関係者等に対する貸付を除外する。

⑪ 総収入金額の計算方法の見直し

納税猶予の取消事由である総収入金額がゼロとなった場合について、総収入金額から営業外収益及び特別利益を除外する。

⑫ 上場株式等相当額の計算除外

資産保有型・運用型会社を通じて、上場株式等の1銘柄につき発行済株式等の3%以上を保有するときは、猶予税額の計算上、その上場株式等相当額は除外する。

⑬ みなし配当特例の拡充

贈与税の納税猶予の適用を受けた株式を後継者が先代経営者の相続後に自社に売却した場合、みなし配当課税の特例の対象とする。

⑤ 現行では猶予対象株式を取得する後継者が先代経営者の債務を引き継ぐと納税猶予額が小さくなる計算方法になっています。これを改正し、猶予税額が小さくなるのを緩和します。

⑦ 納税猶予が取消しとなったときは、自社株の物納でしのぐということもできそうです。

⑧ 利子税の負担が軽減されるということは、納税猶予取消となった場合の経済的リスクが軽減されるということです。

⑫ 上場会社の議決権を50%超保有している会社は納税猶予制度の適用対象外です。

しかし、上場会社オーナーの資産管理会社等が保有する上場会社の議決権割合が50%以下であれば、その資産管理会社で事業を行い、従業員を確保することによって、資産管理会社を通じて実質的に上場株式について納税猶予の対象とすることができました。

改正により上場株式相当額は猶予税額の計算上除外されますので、上場株式を多く保有する資産管理会社で制度を使うメリットは薄くなります。

⑬ 贈与税の納税猶予を受けた株式は先代経営者の相続時に相続税の計算に持ち戻されます。当該株式について3年10ヶ月以内の金庫株譲渡であれば、みなし配当課税ではなく譲渡課税(20%)となりますので、そのまま相続税の納税猶予を受けるのではなく、株価次第では自社に売却し納税してしまうという選択肢が取りやすくなります。

上記改正は平成27年1月1日以後の相続・遺贈又は贈与から適用。

(9) 教育資金の贈与税非課税措置 [新設]

祖父母から孫（父母から子）に教育資金を一括して拠出した場合、1,500万円までを贈与税の非課税とする。

<p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 贈与者は金融機関に孫又は子名義の口座等を開設し、そこに教育資金を一括で拠出する。 ・ 拠出した金額のうち受贈者一人につき 1,500 万円までは贈与税を課税しない。 ・ 教育資金の用途は金融機関が領収書等で確認し、これを保存する。 ・ 教育資金のうち学校等以外の者への支払は 500 万円を限度とする。 ・ 受贈者が 30 歳に達したときに残っていた金額は、その時に贈与があったものとして贈与税を課税する。 	
---	--

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間の拠出について適用。

【減税】★★

今回の改正は祖父母から一括して教育資金を受け取ることができる点が大きなメリットです。新たな相続税対策として活用できそうです。

拠出を受けた資金の用途は、その受け入れた金融機関が領収書等でチェックするとなっていますので、教育資金以外への利用できません。

(10) 外国籍を利用した租税回避の防止策

外国籍を持つ相続人（受贈者）が日本国内に居住する被相続人（贈与者）から取得した国外財産について、贈与税・相続税の課税対象とする。

相続人・受贈者		国内に居住	国外に居住	
			日本国籍あり 5年以内に国内に住所あり	日本国籍なし 左記以外
被相続人・贈与者		国内に居住	国内・国外財産ともに課税	
			国外に居住	国内財産のみ課税
	5年以内に国内に住所あり			
	上記以外			

太枠の箇所（被相続人等が国内に居住し、相続人等が外国籍で国外居住）について国外財産も課税対象とする。

平成 25 年 4 月 1 日以後の相続・遺贈又は贈与から適用。

【増税】★

子や孫に外国籍を取得させ、国外財産への課税を免れる租税回避スキームを防止するための改正です。

最近では、居住者の祖父が外国籍の孫に米国の信託受益権を贈与した事例が係争中となっています。

武富士事件等が発生したときに「5年以内の国内住所」判定が導入されましたが、今回の改正により海外を利用した相続税等の節税スキームがより狭まります。

2. 所得税

(1) 最高税率の引き上げ

格差の是正を図る観点から、所得税の最高税率を 5%（40%⇒45%）引き上げる。

＜所得税と住民税（10%）合算の税率 ※復興特別所得税含む＞

課税所得	現行	改正案
195 万円以下	15.105%	同左
330 万円以下	20.210%	
695 万円以下	30.420%	
900 万円以下	33.483%	
1,800 万円以下	43.693%	
4,000 万円以下	50.840%	50.840%
4,000 万円超		55.945%

平成 27 年度分以後の所得税から適用。

【増税】★★★

社会保障と税の一体改革法案では 5,000 万円超から最高税率引き上げとなっていましたので、最高税率での課税対象が拡大となりました。

復興税を合わせると最大約 56%が税金となりますので、所得分散や法人に所得を留保する等の対策がより効果的になります。

(2) 住宅ローン控除の延長・拡充

適用期限を平成29年12月31日まで4年間延長し、最大控除額を拡大。

① 一般の住宅の場合

居住年	借入 限度額	控除率	控除 期間	各年の 控除額	最大 控除額
平25年～26 年3月	2,000万円 まで	1%	10年	20万円	200万円
平26年4月～ 29年末	4,000万円 まで	1%	10年	40万円	400万円

② 認定長期優良住宅等の場合

居住年	借入 限度額	控除率	控除 期間	各年の 控除額	最大 控除額
平25年～26 年3月	3,000万円 まで	1%	10年	30万円	300万円
平26年4月～ 29年末	5,000万円 まで	1%	10年	50万円	500万円

③ 住民税の控除額

所得税額から控除しきれない場合に住民税から控除できる金額についても拡大する。

居住年	控除限度額
平25年～26年3月	課税総所得金額×5%（最高97,500円）
平26年4月～29年末	課税総所得金額×7%（最高136,500円）

④ 消費税率との関係（留意点）

上記「平成26年4月から平成29年末まで」の欄の金額は、住宅の購入価格に含まれる消費税率が8%又は10%の場合の金額であり、消費税率が5%の場合は「平成25年から平成26年3月まで」の欄の金額となる。

(3) 金融所得課税の一体化

① 特定公社債・公募公社債投資信託等の課税見直し

公社債等の利息に係る課税方式を申告分離課税に変更し、上場株式等との損益通算を可能にする。

	現行	改正案
利子等	20%の源泉分離課税	20%の申告分離課税
譲渡所得	非課税	20%の申告分離課税

- ・ 申告分離課税の対象となる利子等について申告不要を選択できる。
- ・ 公社債等及び利子等を源泉徴収特定口座に入れることができる。
- ・ 国債、外国国債、公募公社債、有価証券報告書等提出会社の社債その他一定の公社債以外の公社債及び私募公社債投信等は上記取り扱いは異なる。

② 上記①に含まれない一般公社債等

	現行	改正案
利子等	20%の源泉分離課税	同左
譲渡所得	非課税	20%の申告分離課税

【減税】★★

消費税率引き上げによる住宅市場への影響に配慮した減税措置です。

控除限度額の拡大時期については注意が必要です。限度額が拡大された住宅ローン控除の適用は8%又は10%の消費税率を支払った場合にのみ認められます。

消費税率引き上げ時の経過措置として工事の請負契約等の場合は、平成25年9月30日までの契約締結であれば完成引き渡ししが平成26年4月1日以後であっても5%の消費税率が適用されます。つまり、左記④は住宅の建築に係る契約を平成25年9月30日までに締結し、居住開始を平成26年4月以降とすることにより、消費税率5%と住宅ローン控除拡大の二重取りをすることを防止しています。

【一】★★★

金融証券税制の大きな改正です。一定の公社債等の利子等と上場株式等の譲渡損失等を相殺することができるようになります。預金利息は源泉分離課税のままです。損益通算の対象とはなりません。

なお、システム対応の都合から平成28年からの適用となります。

③ 割引債の課税見直し

	現行	改正案
売却益	非課税	20%の申告分離課税
償還差益	発行時 18%源泉徴収	20%の申告分離課税 (20%の源泉徴収あり)

④ 同族会社が発行した社債の利子

同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受け
るものは、総合課税の対象とする。

現行	改正案
20%源泉分離課税	総合課税

⑤ 株式等の譲渡に係る分離課税の改組

上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等と一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の区分とする。

上記①から③及び⑤の改正は平成 28 年 1 月 1 日以後から適用。

(4) 上場株式等の配当及び譲渡所得等の軽減税率

現行上場株式等の配当及び譲渡所得等に適用されている 10%の軽減税率は、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止し、本則の 20%とする。

(5) 少額投資非課税制度（日本版 ISA）の拡充

平成 26 年から導入する少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を拡充する。

<改正案>

口座開設期間：平 26.1.1 日から平 35.12.31 日までの 10 年間

非課税投資総額：500 万円（1 口座 100 万円×5 年間）

非課税維持期間：口座開設から最長 5 年間

非課税対象：上場株式・公募株式投資信託の配当及び譲渡益

(6) 社会保険診療報酬の所得計算特例の見直し

医師の社会保険診療報酬の概算経費の特例について、収入金額が 7,000 万円を超える者を除外する（法人税についても同様）。

個人は平成 26 年分以後の所得税から適用し、法人は平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

（概算経費率）

社会保険診療報酬×72%～57%

④貸付金利息は総合課税となり税負担が重いため、役員から会社へ資金を貸し付けるときに少人数私募債の発行、引き受けを行うことにより 20%の源泉分離課税が適用できていました。同族会社の役員についてはこのスキームが利用できなくなります。

⑤上場株式等と非上場株式等の譲渡を別々の分離課税区分としますので、非上場株式の売却益と上場株式等の売却損の通算ができなくなると考えられます。

【増税】★★

平成 25 年末時点で含み益がある上場株式等は、売却の検討が必要です。

【減税】★★

軽減税率の廃止にあわせて、少額投資非課税制度が導入されます。最大で 500 万円までの投資金額から生ずる配当金や売却益への課税が非課税となりますので、個人投資家の積極的な活用が見込まれます。

【増税】★

多額の自由診療収入があるのに社会保険診療報酬が 5,000 万円以下であることにより適用していることや、実際の経費率と概算経費率の差が大きい等の指摘により改正されます。

3. 法人税

(1) 所得拡大促進税制 【新設】

国内雇用者への給与を増額した企業が、増加額の10%を税額控除できる制度を3年間の措置で設ける。控除限度額は法人税額の20%（中小企業等以外は10%）とする。

＜適用基準＞

以下の要件をすべて満たすこと。

- ① 本制度適用初年度の前事業年度（基準年度）と比較して5%以上国内雇用者への給与支給総額が増加していること
- ② 国内雇用者への給与支給総額が前事業年度を下回らないこと
- ③ 給与の平均支給額が前事業年度を下回らないこと

※雇用促進税制とは選択適用

(2) 雇用促進税制の拡充

雇用の増加を促すため、2人以上（中小企業等以外は5人以上）雇用者が増加した場合は増加数×20万円が法人税額から控除される制度があり、今回の改正では「増加数×40万円」に拡充される。

※所得拡大促進税制とは選択適用

(3) 中小法人の交際費課税の緩和

資本金1億円以下の法人が支出する一定額の交際費について全額損金算入とする。

（交際費の損金算入限度額）

	現行	改正案
支出交際費の額	年600万円まで	年800万円まで
損金算入割合	90%	100%

平成25年4月1日以降に支出した交際費から適用。

(4) 研究開発税制の拡充

研究開発投資を維持・拡充し、国際競争力を強化するため、研究開発税制を拡充。2年間の時限措置として総額型の控除限度額を引き上げる。

（総額型の税額控除額及び控除限度額）

	現行	改正案
控除額	支出試験研究費×8～10%	同左
限度額	法人税額の20%	法人税額の30%

(5) 生産設備投資促進税制 【新設】

国内の生産等設備への投資額が一定の基準を満たした場合、機械・装置への投資額の3%を法人税額から控除するか、30%の特別償却を認める。
＜判定基準＞

- ① 国内における生産等設備への年間投資総額＞その事業年度の減価償却費
- ② 国内における生産等設備への年間投資総額が対前年度比10%超増加
平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度について適用。

【減税】★★

雇用促進税制では一人あたりの賃金が増えないという批判がありました。本制度では、平均給与額の増加が要件ですので、個人の所得水準の改善が期待されます。

給与総額の5%増加は基準年度との比較ですので、毎年度5%増を求めるものではありません（ただし、適用初年度は対前年度比で5%増加が必要です）。

【減税】★

制度の適用には一定の要件があり、それを満たさなければなりません。例えば、雇用者数が前年比で10%以上の増加や、一定額以上の給与の支払い総額の増加などです。

【減税】★

対象企業は資本金1億円以下の法人（大法人による完全支配関係法人を除く）です。しかし、利益を計上している中小法人の年間平均交際費は170万円程度（国税庁資料より推計）ですので大きな減税効果は期待できません。

【減税】★

平成23年度改正で法人税率引き下げの穴埋めとして縮小された控除限度額を2年間に限り、30%に戻します。

これにより、「増加型」又は「高水準型」とあわせると最大で法人税額の40%の税額控除がとれます。

【減税】★

生産設備の更新を促進して生産性の向上を図るとともに、国内における設備投資需要を喚起する観点から創設されます。

中小企業者等の一定の設備投資を対象とした中小企業投資促進税制がありますが、本制度は大法人も利用可能です。

(6) 環境関連投資促進税制の延長

太陽光発電設備等について、取得時に取得価額全額を即時償却できる制度の期限を平成27年3月31日まで延長する(現行は平成25年3月31日まで)。

【減税】★★

1年間の時限措置であった即時償却制度が延長となりました。電力の買取価格次第ですが、節税効果を含めた実質利回りはまだ高い水準であると予測されます。

(7) 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等支援税制【新設】

卸売業、小売業、サービス業、農林水産業を営む中小企業等の経営改善のための設備投資を行った場合、30%の特別償却又は7%の税額控除(法人税額の20%を限度)できる措置を創設する。

平成25年4月1日から27年3月31日までの一定の設備投資に適用。

【減税】★

商工会議所や認定支援機関による経営改善指導等が必要です。

(8) 特定資産譲渡等損失の損金不算入制度等の見直し

- ① 特定資産の譲渡等損失の損金不算入制度の対象となる特定資産の範囲に、特定適格組織再編成等を行った法人がその特定適格組織再編成等の日以前に行われた他の特定適格組織再編成等によりその法人と支配関係がある他の法人から移転を受けた一定の資産を加える。
- ② 青色欠損金の繰越控除制度について、支配関係がある法人間でみなし共同事業要件を満たさない適格合併等が行われた場合において引継ぎ制限の対象となる被合併法人等の欠損金及び利用禁止となる合併法人等の欠損金の範囲に一定の欠損金を加える。

【テクニカル項目】★

含み損を抱える資産を有する企業をその企業グループごと買収し、まずそのグループ内で適格合併させた後で、これを買収元企業が合併等により取得することで、買収先企業が有する資産の譲渡損失又は欠損金額を買収元企業で利用できる条文構成となっていました。

4. その他の税目

(1) 延滞税等の税率引き下げ

延滞税等の割合を以下の通りとする。

項目	現行	改正案
延滞税	14.6%	9.3%
2ヶ月以内等	4.3%	3.0%
納税の猶予等	4.3%	2.0%
利子税	4.3%	2.0%
還付加算金	4.3%	2.0%

※改正案の割合は国内銀行の貸出約定平均金利の年平均が1%の場合平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用。

【減税】★

高すぎるとの指摘がある延滞税等の改正です。改正案の割合の計算は日銀から公表されている貸出約定平均金利の国内銀行の新規・短期の年平均を利用します。

(計算例)

延滞税 3% = 貸出約定平均金利 + 2%

(2) 土地売買に係る登録免許税の軽減税率

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率軽減措置(1.5%)の適用期限を2年延長する。

【減税】

平成25年4月1日から2.0%(本則)になる予定でした。

税制改正に関するより詳しい情報に関しては下記までお問い合わせください。

税理士法人 TOMO 税理士 小高育幸
(川崎支店) Tel.044-440-3017